

議 事 録

1 日時

令和4年3月25日（金）

午後6時00分～午後6時25分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 阿形 博司

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 打田 雅子

【事務局職員】

教育局長 津守 和宏 教育学習部長 天野 忠和

学校教育部長 東 康修 教育政策課長 河嶋 健

読書活動推進課長 井上 豊英 学校教育課長 竹内 伸之

教育政策課総務政策班長 土井 康成 教育政策課職員班長 藤村 拓也

教育政策課企画員 森 一樹 教育政策課事務主査 久保 映子

4 開会宣示

阿形教育長が、開会を宣示。

5 議事録

3月教育委員会定例会の議事録を承認。

6 署名委員指名

署名委員に森崎委員を指名。

7 報告及び議案

阿形教育長

本日は、議案が3議案となっています。

議案第47号については、会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

阿形教育長

異議なしと認め、議案第47号については、秘密会とします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第45号 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

阿形教育長

ではまず、議案第45号「和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」の説明をお願いします。

河嶋教育政策課長

議案第45号、和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案第45号の資料は、1ページから8ページまでとなっております。

まずは、資料の1ページをご覧ください。改正の趣旨ですが、本改正は国の通知において、「紙媒体の文書を電子媒体に変換した際の原本の取扱い」が示されたことから、本市教育委員会においても電子媒体を正本又は原本として体系的に管理し、文書管理業務の効率性の向上を図るため、同趣旨の改正を行う提案でございます。

また、令和4年4月1日から国が策定した「電子納品に関する要領・基準」に基づいて、建設工事及び建設工事に係る委託業務における成果品の電子納品の運用が開始されることに伴い、インターネットを利用して收受する電磁的記録の取り扱いについて定めるための改正を行う提案でございます。

なお、本改正につきましては、市長部局においても同様の改正が行われます。

次に、改正内容を説明させていただきます。資料4ページから8ページが新旧対照表となります。まず、6ページの中段をお願いします。第29条の2に担当課の所管事務において、インターネットを利用して收受する電磁的記録の取り扱いについての規定を加えています。

次に、6ページから7ページにかけての第40条の2におきまして、完結した電磁的記録である公文書の整理についての規定を加えています。

7ページをご覧ください。第40条の3におきまして、紙文書を電磁的記録に変換し保存できることとする規定を加えています。あわせて、紙文書から変換し保存した電磁的記録を正本とした場合は、元の紙文書は写しとすることなどについて規定しています。

8ページをお願いします。8ページの中段の第42条第5項におきまして、電磁的記録である公文書の保存についての規定を加えています。

その次の第46条におきまして、電磁的記録である公文書の廃棄についての規定を加えています。

また、第2条、第13条、第14条、第29条、第40条及び第42条において、今回の改正の趣旨及び現在の状況に合わせ、定義の補足等を行うための字句の整理をするものです。以上が提案する改正内容となります。説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

阿形教育長

ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。

以前は紙媒体ばかりだったんですけども、今、電子媒体がかなり多くなっています。さらに、インターネット等を利用して手に入れるいろんな電磁的記録が多くなってきていますので、その取り扱いに関する改正ということになります。市長部局も同様に改正を行うという中で、それにほぼ準じているという状況です。

藤本委員

ちょっとお聞かせください。今、電子媒体で保存した文書は必ず写しとするとされたんですけども、県から文書が来たときに、市町村教育委員会は写しということで、写しのはんこを押しますよね。それとの違いを図るのでしょうか。

電子媒体を正本としたときの写しと、それから文部科学省とか県から来た書類の写しということで写しを作って、学校へ送るときありますよね。その違いをどういうふうに表すのですか。

阿形教育長

事務局、いかがでしょうか。

教育政策課森企画員

質問内容を理解できていなかったらすみません。第40条の3の説明の時に、写しの話が出てきたと思うんですけども、7ページ目です。こちらは、元々紙文書であったものを電磁的記録に変換した場合に、元々あった紙文書を写しとすると規定させていただいています。今委員が言われたのは、紙文書で来たものを、またさらにそれを写しを取って、学校等に配布したときの扱いについてでしょうか。

藤本委員

はい。

教育政策課森企画員

その場合は電磁的記録を経てないので、元々の紙文書が原本で、写しの写しも写しになるかと思いますが、質問の答えになっているのでしょうか。

阿形教育長

紙文書で来たらそれだけだったら原本だけど、それを電磁的記録に変換したらそちらが正本になるということですね。その正本から取った写しと、元の元々原本だった紙文書がどういう関係になるか、そういうご質問だったのかな。

藤本委員

僕自身、電子媒体で保存するというのは考えてなかったんです。書類が来たときはそれがやはり原本になると。市町村が学校に送付するときに電子媒体にすることありますよね。紙媒体にしたときに写しになるのか、その原本が写しになるのかということ、それをどう区別するのかということなんですけれども。

阿形教育長

電磁的記録を正本として取り扱った場合、元の紙文書は写しになるということですね。違うのかな。

天野教育学習部長

はい、そうです。

藤本委員

元の紙文書は写しになるんですか。

天野教育学習部長

はい。

阿形教育長

それをこの7ページの第40条の3の2項に書いているのと違うのかな。

教育政策課森企画員

そうです。

阿形教育長

電磁的記録を正本として取り扱うとした場合においては、法令、条例、規則と別に定めるものを除いて、最初の文書を写しとして保存するという、そういうことですね。

天野教育学習部長

はい。

阿形教育長

だから元の紙文書が、今度は写しになる。

それでよろしいですか。

教育政策課森企画員

はい。

阿形教育長

よろしいですか。

藤本委員

はい。

阿形教育長

他ございませんでしょうか。

ちょっとややこしいですけれども、これからの時代、多分こういったことになっていくのかな。要するに紙ですと大変な分量になるので、こういう電子媒体で保存していく。それを正本としていくということに今後なっていくのかなとは思いますが。

それでは、よろしいでしょうか。ただいまの議案第45号について採決を行いたいと思います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

議案第46号 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について

阿形教育長

続いて、議案第46号「和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について」の説明をお願いします。

井上読書活動推進課長

それでは、議案第46号、和歌山市民図書館運営審議会委員の任命についてご説明申し上げます。

議案書1ページに、和歌山市民図書館運営審議会委員名簿の案、裏面の2ページには参考資料として、和歌山市民図書館条例の抜粋と教育長に対する事務委任規則の抜粋を記載しております。

3月3日に開催されました定例教育委員会で、本年3月9日から令和6年3月8日までの任期について、各委員の再任をご承認いただき任命いたしました委員のうち、学識経験のある者として任命していた、吉本昌純和歌山市議会議長ですが、3月市議会定例会で議長の改選があり、3月9日付で戸田正人議員が議長に就任されましたので、吉本委員の後任に任命したいと考えております。説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

阿形教育長

ありがとうございます。

この議案について何かご質問等ございませんか。

これは先の教育委員会で一度承認いただいたことなんですけれども、議会のほうで議長の改選がございましたので、それに伴う変更というか、後任の戸田議長を任命したいという、そういう議案でございます。よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、ただいまの議案第46号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

阿形教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

特にないようですので、秘密会に入ります。傍聴人はございませんので、このまま続いて審議したいと思います。

それでは議案第47号ですが、人事案件になりますので、関係職員以外の職員は退出をお願いします。

8 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第47号 人事案件について
『非公開』